

## 弁護団声明

仙台地方裁判所第2民事部は、本日、生活保護基準引下げ訴訟について原告の請求をいずれも棄却するとの判決を言い渡した。

2013年（平成25年）5月16日、厚生労働大臣は、生活保護基準を引き下げる告示を出した（以下「本件引下げ」という）。本件引下げの規模は3年間で約670億円の生活保護費の削減という前例の無いもので、生活保護利用者にとって最大10%の引き下げをもたらすものであった。

これに対し、全国で1万人を超える生活保護利用者が審査請求を都道府県知事に申し立て、そして、全国29の地方裁判所に対し、本件引下げが生存権を脅かす違憲・違法なものであるとして保護費引き下げの取消しを求める訴訟を提起するに至っている。宮城県でも平成28年2月29日に、原告1名が本訴訟を提起し、多数回に及んだ期日を経て本日、判決に至った。

そもそも、本件引下げにおいては、物価の下落を理由とするデフレ調整が大きなウェイトを占めている。しかし、このデフレ調整は、①生活保護基準について議論をする社会保障審議会生活保護基準部会での議論を経ていない、②学術的根拠の乏しい方法によって物価の下落幅を算定しているなどの問題がある。生活保護基準の設定には専門的知見を入れて検討すべきところ、本件引下げにおけるデフレ調整は、上記の専門家知見を踏まえた検討の無いままになされたもので到底正当化できるものではない。

本日、仙台地方裁判所第2民事部の出した判決は、こういった問題を理解せず、理に合わない被告らの主張を是認したものであって容認しがたい。生活保護基準のような重要な問題について国に極めて広範な裁量を認めるものであり、司法の役割を放棄したものである。裁判所には本件引下げが生活保護利用者にもたらした影響の大きさを想像する力を欠いていたといわざるを得ない。

弁護団は、原告と控訴について協議し、控訴することとなった場合は全力で判決の是正に向けて取り組む覚悟である。

2022年7月27日  
生活保護基準引下違憲訴訟仙台弁護団